

**電子版**

# **脱農薬てんとう資料集**

**第6号**

## **農薬危害防止運動について**

(2007年7月)

=====

**発行 反農薬東京グループ**  
**〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2 - 2 - 28 - B**  
**電話 / ファックス : 042-463-3027**  
**E-mail : mtsuji@jcom.home.ne.jp**  
**URL <http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs/>**

=====

\*\*\*\*\* もくじ \*\*\*\*\*

はじめに .....	3
第 1 章 農薬危害防止運動への要望と通知 .....	4
1 07 年度の通知「農薬危害防止運動の実施について」 .....	4
1-1 07 年度の要望 .....	4
1-2 07 年度の通知 .....	8
1-3 通知内容の問題点 .....	17
2 02 ~ 06 年度の通知 .....	20
2-1 04 年度の通知をめぐって .....	21
2-2 05 年度の通知をめぐって .....	25
2-3 06 年度の通知をめぐって .....	30
囲み記事：日本テレビのドキュメント「カナリアの子供たち～検証化学物質過敏症」 ..	34
第 2 章 農薬事故等の実態と都道府県へのアンケート調査 .....	35
1 アンケート調査の設問 .....	35
2 農薬による人の事故～5 年間で 85 事例が報告された .....	36
2-1 34 都道府県で死亡・中毒事例あり～設問 1 への回答 .....	36
2-2 農水省が 05 年度の中毒・死亡事例の詳細を公表 .....	37
2-3 厚労省の人口動態統計では、中毒死者は 600 人台 .....	38
2-4 科学警察研究所資料では、ワーストワンはパラコート .....	38
3 相次ぐ野鳥・小動物の農薬中毒事件 .....	40
3-1 絶えないメソミルによる毒餌事件 .....	40
3-2 メソミル（ランネート）で、厚労省への要望と回答 .....	40
3-3 都道府県へのアンケート設問 3 の結果～12 県で 30 事例 .....	41
4 農作物、魚介類、ミツバチ、物損などの被害事例 .....	42
4-1 農水省統計では、農作物等の被害件数は年間 30 件台 .....	42
4-2 アンケート調査では、事例なしは 16 県だが .....	42
囲み記事：鉄道除草剤による農作物被害 .....	43
J A 秋田おばこの種子センターから殺菌剤液流出 .....	44
カメムシ防除用殺虫剤クロチアニジンによるミツバチ被害 ..	45
5 農薬の不法投棄～回収システムがないままに .....	46
5-1 都道府県アンケートより～不法投棄の実態 .....	46
5-2 廃農薬の回収に自治体関与はわずか～設問 4 の(2)(3)より .....	46
5-3 98 年から 02 年までの廃農薬回収量は約 4800 トン .....	48
5-4 農薬メーカーは使用者まかせ～圃場内で処理せよとは .....	49
第 3 章 農薬のネットオークションで、行政等への要望 .....	50
1 05 年の毒物農薬ネットオークション .....	50
1-1 ヤフージャパンに毒物除草剤 .....	
～総務省、農水省が法令遵守を求める .....	50
1-2 ネットオークション会社の改善はみられず .....	50

2	06年にも毒物農薬が出品される	51
2-1	農水省、厚労省への要望	51
2-2	総務省への要望	52
3	07年にも毒物出品	52
第4章	農薬危害防止運動への提言	54
1	農薬危害の正確な実態把握と情報公開が重要	54
1-1	危害の明確化と発生件数調査の充実を	54
1-2	危害の統計は統一基準で	54
1-3	人の健康被害の把握を	55
1-4	農薬毒性や危害情報の公開を	55
2	農薬犯罪には、危機管理体制の一本化で対処を	56
3	インターネットでの農薬類の販売は禁止すべき	56
4	農薬不法投棄防止のために～回収システムの確立を	57
5	農薬使用者に免許制度の導入が必要	57
6	一般住民参加の危害防止運動を	58
7	最良の危害防止対策は農薬使用を減らすこと	58
第5章	参考資料	58
1	別表	58
別表1	農薬による死亡・中毒事例（当グループアンケート調査）	59
別表3	05年の農薬事故発生時の状況（農薬対策室調べ）	62
別表6	アンケートで報告のあった野鳥や犬・猫の中毒死事件	63
別表8	農産物の被害（当グループアンケート調査）	64
別表9	魚・ミツバチ、ほかの被害（当グループアンケート調査）	66
別表10	空散による被害（当グループアンケート調査）	67
別表12	農薬不法投棄事例（当グループアンケート調査）	68
2	メソミル（ランネート）の毒性（厚労省要望添付資料）	69
3	ウェブサイトリンク集	71

\*\*\*\*\*

## はじめに

\*\*\*\*\*

毎年、5月末になると、農水省消費・安全局長と厚労省医薬食品局長から連名で「農薬危害防止運動の実施について」の通知が出て、「農薬危害防止運動実施要綱」が示され、都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長に、原則として6月1日からの一ヶ月間、農薬危害防止運動を実施することが求められます。

この運動は、6月からの開始なのに、間際になってしか通知が出されない上、長年続けられているためか、その内容もあまり変わらず、マンネリ化の傾向にありました。

通知でいう農薬危害には、農薬使用者の死亡・中毒被害、農作物や蚕、ミツバチ、魚などの被害、自動車や建物への飛散による被害のほか、散布地周辺で生活する住民の健康被害、水道水水源の汚染、農薬による犯罪、廃農薬等の不法投棄による環境被害、不適正な使用やドリフトによって農作物が残留基準や一律基準を超えて食品衛生法で販売規制となること、周辺圃場で使用された農薬の飛散により、有機農作物の認定が得られなくなることなどが含まれます。

反農薬東京グループは、この運動に対して、毎年、両省に要望を出して来ましたが、農薬による上記のような危害は、後を絶ちません。そこで、昨年11月から12月にかけて、都道府県に農薬に関連するアンケート調査を実施し、そこで得た結果をもとに、07年度の通知発出前の4月半ばに、農水省と厚労省に、新たに、要望を出しました。

これら各年の要望と行政の通知文書を第1章に、危害統計と当グループの都道府県アンケート結果を第2章に据え、第3章はインターネットでの農薬販売問題を取りあげ、第4章には、今後の農薬危害防止運動のあり方についての提言を行いました。また、第5章には、別表と関連するウェブサイトへのリンク集をまとめました。

農薬危害防止運動は、中央省庁による行政指導だけでは、成り立ちません。住民の意見も取り込んだ地域の運動として、実効性をあげる必要があります。そのためにも、ぜひ、本資料を役立ててください。

また、この資料集では紙面の都合で、危害のひとつである、住宅地等での住民の農薬受動被曝による健康被害の問題、埋設農薬などによる環境汚染及び残留基準や一律基準を超えて農作物等が販売できなくなる食品衛生法違反の問題の詳細については取り上げることができませんでした。住宅地問題については、資料集第4号<無人ヘリコプター農薬散布 現状と問題点>、第5号「住宅地等での農薬使用について」の新通知を参考にしてください。また、今後の発行テーマとして、農薬等の使用規制をめざす二つの新法案、埋設農薬問題、食品中の残留農薬問題などがありますので、ご期待下さい。

